

# 「指定居宅介護支援事業所きびハイツ」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岡山県指定 第3372100341号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、公正中立に「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業者の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 秘密保持について	5
8. 事故発生時の対応について	6
9. 苦情の受付について	6

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 アミカル  
(2) 法人所在地 岡山県倉敷市玉島1275-1  
(3) 電話番号 086-526-8827  
(4) 代表者 理事長 西山 剛史  
(5) 設立年月日 昭和55年7月7日

## 2. 事業所の概要

- (1) 種類 居宅介護支援事業所  
(2) 事業の目的 居宅介護支援  
(3) 名称 居宅介護支援事業所きびハイツ  
(4) 事業所番号 岡山県指定 第3372100341号  
(5) 所在地 岡山県加賀郡吉備中央町上野1883-5  
(6) 電話番号 0866-56-6677 (緊急時においても連絡は可能)  
(7) 事業所長(管理者) 田中 洋司  
(8) 事業所の運営方針 ご利用者、ご家族の希望にできる限り添えるよう、  
ご利用者本位のサービスを提供いたします。  
(9) 開設年月日 平成16年10月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 吉備中央町・高梁市・岡山市(旧灘崎町は除く)・総社市・  
倉敷市・浅口市(旧寄島町は除く)

### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金、祝祭日 (但し、12月31日～1月3日は休日とする)
営業時間	月～金、祝祭日 8:30～17:30 (但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする)
サービス提供時間帯	月～金、祝祭日 8:30～17:30

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、事業所長(管理者)・介護支援専門員の職種の配置については、指定基準を遵守していません。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料金負担はありません。

## (1) サービスの内容と利用料金

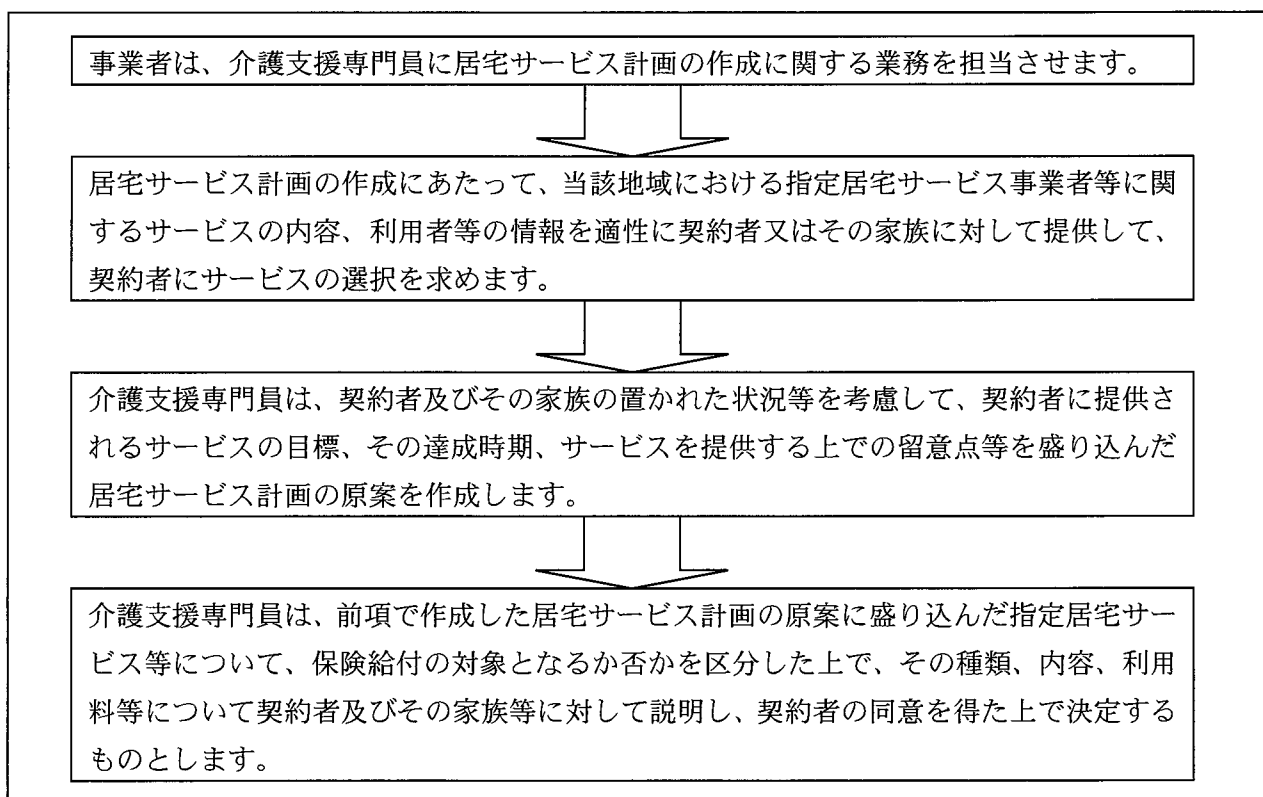
### <サービスの内容>

#### ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

②居宅サービス計画の作成にあたって、ご契約者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を行います。

### <居宅サービス計画の作成の流れ>



#### ②居宅サービス計画作成後の便宜の提供

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### ④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

### ⑤入院時の連携

ご契約者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えていただければ援助を行います。そのために、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管をお願い致します。

### <サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

○下記の条件を満たさない場合には上記料金を5割に減算します。

- ・居宅サービス計画を利用者に交付すること。
- ・特段の事情のない限り、月1回、利用者の居宅を訪問し、かつ、1月に1回、居宅サービス計画の実施状況を把握し結果を記録すること。
- ・要介護認定やその更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について担当者から、意見を求めること。

## (2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費について自動車使用の場合、実施地域を超えた地点から1 Km当たり10円を実費頂きます。尚、ご負担いただく交通費はサービス利用終了時、その都度お支払い頂きます。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7. 秘密保持について

ご契約者および身元引受人ならびに家族の個人情報を必要最低限の範囲で、下記利用目的にて使用、提供、または収集します。

### (1) 利用期間

介護サービス提供に必要な期間および契約期間に準じます。

### (2) 利用目的

- ① 介護保険における介護認定の申請および更新、変更
- ② ご契約者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体との連絡調整
- ④ ご契約者が医療サービスの利用を希望している場合、および主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤ ご契約者が選択利用する介護事業所の開催するカンファレンス
- ⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦ その他サービス提供上必要な場合

⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

(3) 使用条件

① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。

また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス利用終了後においても、第三者に漏らしません。

② 個人情報を使用した会議の経過内容や参加者氏名など記録し、請求があれば遅滞なく開示します。

(4) その他

重要説明書に記載なき事項については、双方誠意を持って協議の上、決定します。

8. 事故発生時の対応について

ご契約者宅での訪問中等、身体に著しい状態の変化が生じた場合、応急処置を行い、ご家族・備前県民局・関係市町村へ連絡します。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

《介護支援専門員》担当者

《 管 理 者 》 田中 洋司

《 第三者委員 》 石井 紀之 加賀郡吉備中央町上竹 2751 TEL0866-54-1410

石井 信夫 加賀郡吉備中央町上竹 804 TEL0866-54-0493

大月 基弘 加賀郡吉備中央町納地 1906 TEL0866-54-1048

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（8：30～17：30）

○苦情処理の流れ

苦情申出人 ⇒ 介護支援専門員 ⇒ 管理者 ⇒ 第三者委員

①受付⇒②報告⇒③解決に向けての話し合い⇒④経過の記録・報告

(2) 行政機関その他苦情受付機関

吉備中央町役場 福祉課 介護支援班	加賀郡吉備中央町豊野 1-2 TEL：0866-54-1317
岡山市役所 介護保険課	岡山市北区鹿田町大供 1-1-17 TEL：086-803-1240
倉敷市役所 介護保険課	倉敷市西中新田 640 TEL：086-426-3343

総社市役所 介護保険課	総社市中央1-1-1 TEL : 0866-92-8369
高梁市役所 市民生活部保険課	高梁市松原通 2043 TEL : 0866-21-0299
浅口市役所 高齢者支援課	浅口市鴨方町六条院 3050 TEL : 0865-44-7113
国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町 17-5 TEL : 086-223-8811
岡山県社会福祉協議会	岡山市北区南方2丁目13-1 TEL : 086-226-9400

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 きびハイツ

説明者職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要項目の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。また、本人及びご家族の個人情報の使用を、必要な範囲で用いることに同意しました。

ご利用者住所 \_\_\_\_\_ ご利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代筆者住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
(続柄 \_\_\_\_\_ )  
代筆の理由  
( \_\_\_\_\_ )  
(ご家族)

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
(続柄 \_\_\_\_\_ )

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、ご利用者申し込み者またはそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。